

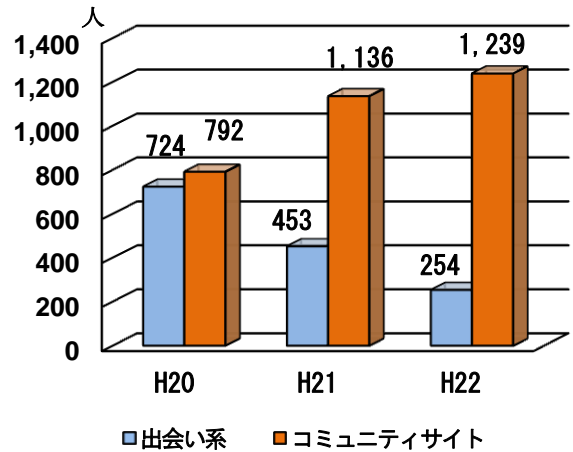
フィルタリングとルールで、携帯電話を正しく使いましょう

携帯電話は、電話やメール、インターネットなど楽しく便利な道具です。しかし、ネット上には有害な情報も多く、社会的な問題になっています。学校裏サイトや掲示板でのケンカ、不正な料金請求など、様々な事件が後を絶ちません。最近では、コミュニティサイト※¹で知り合うことがきっかけで、事件に発展することが増えています(表1)。お子さんが、このような事件に巻き込まれないためにはどうしたらよいでしょう？

八王子市青少年問題協議会では、この問題について、2つの方法が大切であると考えました。1つは携帯電話に『フィルタリング』をかけること、もう1つは携帯電話について家庭で『ルール』をつくることです。その2つについて説明します。



表1 出会い系サイトとコミュニティサイトの被害児童数の比較



警察庁調査より

《携帯電話を利用したコミュニティサイトの事件》 (平成22年度)

◆事例1 Aは、自己の年齢を偽り、女子児童(15歳)が登録していたインターネットの自己紹介サイトに「都内で8万円で会えませんか。」「会わないから胸の写メ送って。」とメールを執拗に送信して、児童に上半身の写真を送らせた後、「写メをばらまかれなくなかったら、俺と会え。」などとメールで脅し、ホテルで避妊薬と偽って睡眠導入剤を飲ませた上で、女子児童を相手に淫行させた。

◆事例2 Bは、携帯電話のゲームサイトを通じて知り合った女子児童(15歳)に、家や学校にばらすなどと執拗にメールで脅迫し、駐車場に止めたBの車両でわいせつな行為をした。

警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について(平成23年上半期)」によると、被害児童の9割以上がフィルタリング未加入、アクセス手段として携帯電話を使った事犯が約9割。

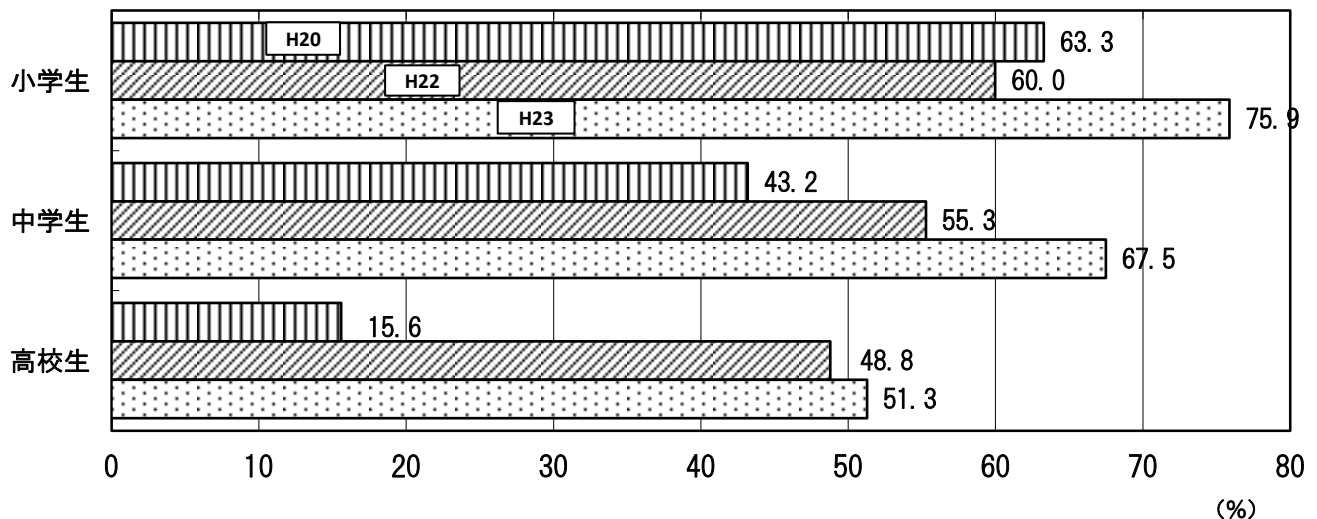
※1 コミュニティサイトとは、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)、プロフ、ゲームサイトなど不特定の男女の出会いを主な目的としないサイトのこと。

※2 地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立、適切な実施のために設置した市長の附属機関。

フィルタリングについて

フィルタリングとは、インターネット上の子どもたちに見せたくない有害情報が含まれるサイトを、画面に表示しないように制限する機能のことです。青少年における携帯電話問題が大きくなるにつれ、毎年のように各省庁が調査^{※3}を行い、その調査からフィルタリング使用率について数年間の推移を比較したところ、小・中及び高校生、いずれも使用率が増えていることがわかりました（表2）。

表2 フィルタリング使用率（フィルタリングをしている＋インターネットが使えない）



特に、平成23年には小学生75.9%、中学生67.5%、高校生51.3%と大きく伸びました。これは、様々な機関がこの問題に対して啓発してきた結果と思われる。

しかし、フィルタリングを使用しないためのトラブルは、まだまだ後を絶ちません。東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）^{※4}の相談実績のうち、フィルタリングの有無を把握できた620件のうち約6割の347件がかけておらず、うち230件はかけていれば防げたと思われる内容でした。



このことから、やはりフィルタリングは有効です。

フィルタリングは、小、中、高校生など年齢にあわせ設定ができるコースや、アクセスする時間帯を制限するコースもあります。

まだお子さんの携帯電話に、フィルタリングを使用していない、またはフィルタリングを外したという方は、お子さんの安全のためにも是非フィルタリングを使用しましょう。

もし困ったときは・・・

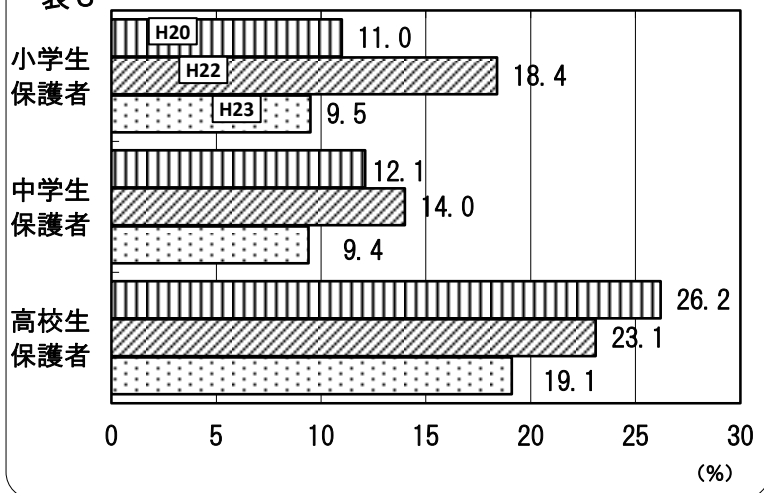
- 東京子どもネット・ケータイヘルプデスク こたエール（東京都青少年・治安対策本部青少年課）
電話 03-3500-5181 URL <http://www.tokyohelpdesk.jp/>
- STOP! 架空請求!（東京都消費生活総合センター）
電話 03-3235-2400 URL <http://www.anzen.metro.tokyo.jp/net/>
- インターネット安全・安心相談（警察庁）
URL <http://www.npa.go.jp/cybersafety/> (URLのみ)
- 迷惑メール相談センター（(財)日本データ通信協会）
電話 03-5974-0068 URL <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>
- 八王子市消費生活センター
電話 042-631-5455 URL <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seikatsu/shohisha/index.html>

家庭でのルールについて



成長途中の子どもは好奇心が旺盛で、携帯電話でもいろいろなサイトを見たり、友人や先輩などとコミュニケーションをとったりしています。しかし、ちょっとしたマナー不足でケンカやいじめ、フィルタリングでは防げないサイトでのトラブルなどが生じています。このような問題をなくすには、親子で話し合い、ルールを決めることが効果的です。

表3 家庭でのルールを決めていない



先の調査で、家庭でのルールについて数年間の推移を比較したところ、「家庭でのルールを決めていない」という項目が、平成23年が最も少なく、つまり家庭でのルールが増えている様子がわかります。

ルールを作る場合、親が一方的に子どもに押し付けるのではなく、親子でルールを決め、守ることを確認、守れない場合はどうすべきか、子どもと話し合みましょう。

次にルールの例をあげますので、参考にしてください。

《ルールの例》

- ・携帯電話を使うのは夜9時まで。居間で使用する。充電も居間で行う(家族全員)。
- ・自分の電話番号やメールアドレスをむやみに教えない。
- ・勉強中、食事中は電話もメールもしない。
- ・人を傷つけるようなことを、メールや掲示板に書かない。
- ・架空請求や、知らない人からのメールが来たら、親に相談する。

※3 平成20年「子どもの携帯電話の利用に関する調査」文部科学省(表中 H20)、平成22年「青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府(表中 H22)、平成23年「児童が使用する携帯電話に係る利用環境実態調査」警察庁(表中 H23)。

※4 東京都が平成21年7月8日に開設した、青少年の抱えるインターネット・携帯電話に関するトラブルの相談窓口。



お子さんが外で遊ぶ場合、どこで誰と遊ぶか確認しませんか？フィルタリングとルールがないまま子どもたちに携帯を持たせるのは、それを確認しないのと同じことです。携帯電話を使って、好きなところへ行き、知らない人と連絡しているかもしれません。現実社会で危険な場所に行かないよう注意するのと同様、携帯電話でも注意する必要があります。お子さんと話し合っ、フィルタリングとルールで携帯電話を正しく使いましょう。

発行 八王子市・八王子市青少年問題協議会

事務局 八王子市 こども家庭部 子どものしあわせ課 (Tel042-620-7391 Fax042-627-7776)

画像提供イラストポップ

家庭・学校・地域の連携のもと 健全な八王子っ子を育てよう



次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民すべての願いです。本市の青少年健全育成の目指すところは、青少年が豊かな人間性や、判断力、健全な心と体を獲得し、自ら力強く生きるとともに、社会を形成する力をつけていくことにあります。そのためには、基礎となる家庭での教育の充実と、それを支える社会環境の整備が必要です。また、八王子に暮らす大人一人ひとりが青少年を育成する担い手であることを自覚する必要があります。

八王子市では、青少年を取り巻く現状を踏まえ、家庭・学校・地域、そして市及び関係機関のそれぞれの目標を掲げました。これらの目標に向かって協力して取り組むことで、未来を切り開く強さをもった、健全な八王子っ子を育成していきます。

家庭での取組

基本はしっかりとした家庭づくり

- ◆ しっかりとした絆のある家族
- ◆ あいさつと役割は家庭の基本
- ◆ 身近な地域を知る、つながる

学校での取組

地域と連携をとり、より開かれた学校づくり

- ◆ さらなる学校の公開と地域における教育資源の活用をすすめる
- ◆ 自立する基礎や、生命尊重・規範意識の心を育てる教育の充実
- ◆ 個性や適性を見つける学習や体験活動を実施

地域での取組

子どもの成長は地域で^{つちか}培う

- ◆ 地域で声をかけ合おう
- ◆ 地域で青少年が活躍・交流・体験できる場をつくろう
- ◆ 健全な明るいまちをつくろう

市及び関係行政機関の取組

連携とサポート体制の充実

- ◆ 家庭・学校・地域・関係機関の連携の強化
- ◆ 青少年健全育成活動の支援
- ◆ 人材育成と情報提供

平成24年度 八王子市青少年健全育成推進区域

八王子市青少年健全育成推進区域は、全市の青少年健全育成のモデル地区です。平成24年度は由井東地区に決定しました。推進区域では、「あいさつ運動」や「子どもの意見発表会」などを実施し、地域住民への健全育成の啓発等を積極的に進めていきます。